

別表

経費	補助額
<p>次の経費を補助対象とする。 ただし、原則として、予算の範囲内を限度として補助するものとする。</p> <p>1 競走馬の購入</p> <p>(1) 2歳新馬</p> <p>(2) 2歳転入馬</p> <p>(3) 2歳新馬(市場で1歳時の購入価格が500万円以上)</p>	<p>1 (一社)埼玉県馬主会の会員</p> <p>(1) 2歳新馬 1頭あたり50万円 ただし、先着60頭までは60万円とする。 この場合、補助頭数が60頭目になる競走馬を含む能力調教試験実施日に試験に合格した競走馬には、60万円を交付する。</p> <p>(2) 2歳転入馬 1頭あたり14万円</p> <p>(3) 2歳新馬(市場で1歳時の購入価格が500万円以上(消費税含む)) 1頭あたり100万円 ただし、12月までの申請のうち市場での購入価格が上位8位までのものを補助対象とする。ここでいう市場とは、家畜取引法に基づく、家畜市場をいう。</p> <p>2 1以外の者</p> <p>(1) 2歳新馬 1頭あたり15万円</p> <p>(2) 2歳転入馬 1頭あたり7万円</p> <p>※2歳新馬には、未出走で転入した馬を含む</p>

補助の条件

補助金の交付を受けた者は、次の事項について厳守する義務を負うものとする。

- 1 補助馬は、能力、調教試験合格後1年以上、転入馬で調教試験免除馬にあつては免除馬発表後1年以上浦和競馬に在きゅうするものとし、他場へ転きゅうすることはできない。これに違反した場合は、補助金の全額を返還するものとする。ただし、補助馬が傷害馬となったこと等により、死亡又は用途変更になった時はこの限りではない。
- 2 補助馬は、浦和競馬に優先出走させるものとする。